平成２２年（フ）第１１５４１号
東京都練馬区向山１丁目２―12―303
債務者　児玉　有里（旧姓仲村）
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１５７６号
東京都葛飾区小菅１―35―１Ａ、住民票上の住所東京都豊島区目白５丁目28―２―205
債務者　宮崎　靖信
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１５９２号
千葉県柏市松葉町５丁目１―６―401
債務者　小柳　　茂
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１５９５号
東京都足立区西伊興１丁目４―25―Ｂ
債務者　神成しのぶ
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１５９６号
東京都新宿区下落合１丁目15―20―904
債務者　高橋　優香
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１６０５号
東京都足立区栗原２丁目11―21―502
債務者　島田　敏夫（旧姓坂下）
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１６２０号
埼玉県八潮市大字八條2498―４
債務者　宮澤　亮吉
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１６２１号
東京都大田区上池台５丁目２―９―402
債務者　星山有香子（旧姓岡本）
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１６２２号
神奈川県平塚市老松町１―10―508
債務者　山上　恵美
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１６２４号
東京都葛飾区東金町１丁目37―２―Ｋ606
債務者　本土　　隆
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１６２５号
東京都西東京市東町３丁目９―７―502
債務者　森　　雅彦
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１６２６号
神奈川県横浜市栄区飯島町439―１
債務者　倉田　優一
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１６２７号
東京都八王子市台町３丁目27―７―303
債務者　押　　英雄
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１６３３号
埼玉県上尾市大字小敷谷77―１―２―22―401
債務者　田村　裕子
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１６３４号
東京都足立区六月２丁目18―７―203
債務者　仲内めぐみ（旧姓齋藤）
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部